

令和3年1月5日

新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置について

現在、国において新型コロナウイルスワクチンの確保ならびに接種体制の準備が進められておりますが、今回のワクチンの接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施するものとして、接種体制に係る基本的な考え方が示されており、市町村には、住民向けの接種体制の確保が求められております。

より具体的な内容は、今後、国から示されるものと思われませんが、新型コロナウイルスワクチンが承認され、市町村に対し分配が開始された際において、速やかなワクチン接種が可能となるよう、情報収集及び現時点において想定される準備・調整をあらかじめ行い、本市市民に対するワクチン接種が、円滑かつ迅速に行われることを目的として、市民生活部内に「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を、令和3年1月12日付けで設置することとしたのでお知らせします。

設置期間については、具体の終期は定めず、当分の間とするものであります。

なお、同日付けで市民生活部次長を室長に、市民生活部健康推進課長を同室の技術副参事に兼務とするほか、職員2名を新型コロナウイルスワクチン接種対策室兼務とする発令を行います。

〔 問い合わせ先 〕

- 人事に関すること
総務部人事課
電話：0220-22-2145（直通）
担当：課長 幡江 健樹

- 業務に関すること
市民生活部健康推進課
電話：0220-58-2116（直通）
担当：課長 本間 洋子